

Ver.1.0  
制定日：令和 7 年 12 月 25 日

## 建設技術審査証明事業

(一般土木工法)

環境技術（GHG 削減）付加審査 実施要領

令和 7 年 12 月

建設技術審査証明協議会 会員  
一般財団法人 國土技術研究センター (JICE)

## (総則)

第1条 本付加審査の実施要領は、建設技術審査証明協議会（以下「協議会」という。）の会員である一般財団法人国土技術研究センター（以下「JICE」という。）が実施する建設技術審査証明事業（以下、「審査証明等」という。）に加えて実施する、温室効果ガス（GHG）の排出量削減目標が示された環境技術の審査（以下、「付加審査」という。）に適用する。

本付加審査の実施要領に記載のない事項については、JICE が定める建設技術審査証明事業（一般土木工法）実施要領（以下「本則」という。）に準ずるものとする。

## (審査証明の対象技術)

第2条 本則に準ずる。

## (審査証明の依頼の前提条件)

第3条 本則に準ずる。

## (審査証明の依頼)

第4条 付加審査を希望する依頼者は、本則に基づく新技術の審査の依頼とあわせて付加審査用技術概要説明書（依頼様式－2（その3））に必要事項を記入し、記入内容の根拠となる資料等を添えて、JICE へ依頼する。

## (審査の方法)

第5条 本則に準ずる。

## (受付審査)

第6条 本則第6条に基づく JICE 受付審査会において、依頼技術について別紙-X に定める付加審査受付基準に基づき、審査証明等の対象としての適否について受付審査を行うものとする。

## (依頼者との協議)

第7条 第6条の受付審査の結果、JICE 受付審査会により審査証明等の対象として適當と認められた依頼技術について、本則第7条に加え、JICE は次の各号について依頼者と協議できるものとする。

- 一 付加審査の範囲
- 二 審査期間（本則第7条第二号の審査期間と合わせる）
- 三 付加審査に関する所要経費
- 四 準拠する環境技術（GHG 削減）に関する指針等

## 五 その他

### (審査証明等の依頼の承諾)

第8条 本則に準ずる。

### (付加審査)

第9条 JICEは、本則第9条第1項により設置する審査委員会において付加審査を行うものとする。

- 2 付加審査にあたっては、本則第9条第2項の委員に加え、環境技術（GHG削減）に関する専門知識や実務的経験を有する者を、審査委員としてJICE理事長が1名以上選任するものとする。ただし、依頼承諾技術の開発・汎用等に直接関与している学識経験者等は除くものとする。
- 3 審査委員会は、国等が定める環境技術（GHG削減）に関する指針等を参考に、GHG排出量削減の開発目標について、性能の確認を主眼として付加審査の基準を定め、依頼承諾技術の内容の事実について客観的に審査するものとする。

### (資料の説明)

第10条 本則に準ずる。

### (資料の追加等)

第11条 本則に準ずる。

### (審査証明の過程で発生した工業所有権等)

第12条 本則に準ずる。

### (審査証明等の報告)

第13条 本則に準ずる。

### (所要経費)

第14条 第7条第三号の所要経費は、本則第14条第1項の所要経費に、付加審査に係る費用100万円（税別）を加算した額とし、依頼者が負担するものとする。

- 2 前項に規定する付加審査に係る所要経費は、JICE役職員の人事費を含む以下の各号に掲げる経費をいう。
  - 一 付加審査で新たに発生する審査委員会の運営費（3回）  
委員の旅費交通費・謝金
  - 二 JICE役職員の委員ヒアリング等に係る旅費交通費

**(所要経費等の納入方法及び精算)**

第 15 条 本則に準ずる。

**(審査証明書の有効期間及び管理)**

第 16 条 本則に準ずる。

**(審査証明書取得技術の環境技術内容の部分的な変更)**

第 17 条 審査証明書取得技術の付加審査の内容は、既取得時における審査証明書の記載事項に変更を伴わない範囲であり、かつ依頼者より提出された資料を基に技術内容の変更の審査が可能なものについて、有効期間内に審査証明書取得技術の付加審査の内容の部分的な変更を行うことができるものとする。

- 2 本則第 17 条第 1 項により技術内容の部分的な変更を行う場合、付加審査の内容について、最新の算出・計算方法及び原単位データ等により、変更の有無を確認し、JICE へ報告するものとする。
- 3 付加審査の部分的な変更を行おうとする依頼者は、本則第 17 条第 2 項に定める依頼様式-3 に加え、依頼様式-2（その3）に定める付加審査用技術概要説明書に必要事項を記入し、記入内容の根拠となる資料等を添えて、JICE へ依頼するものとする。

**(審査証明書取得技術の技術内容の部分的な変更の所要経費)**

第 18 条 審査証明書取得技術の技術内容の部分的な変更の中に付加審査が含まれる場合の所要経費は、本則第 18 条第 1 項による所要経費に、付加審査に係る費用 50 万円（税別）を加算した額とし、依頼者が負担する。

- 2 審査証明書取得技術の技術内容の部分的な変更が付加審査内容の変更のみの場合の所要経費は、申込み料 10 万円（税別）及び費用 150 万円（税別）を上限とし、依頼者が負担するものとする。

**(審査証明書取得技術の更新)**

第 19 条 本則第 19 条第 1 項により更新を行う場合、付加審査の内容について、最新の算出・計算方法及び原単位データ等により、変更の有無を確認し、JICE へ報告するものとする。

- 2 前項により付加審査内容の変更があった場合、第 17 条の部分的な変更に準ずる。

**(審査証明書取得技術の更新の所要経費)**

第 20 条 審査証明書取得技術の更新に付加審査が含まれる場合の所要経費は、本則第

20条第1項による所要経費に付加審査に係る費用を加算した額とし、200万円（税別）を上限として依頼者が負担する。

2 審査証明書取得技術の更新が付加審査のみの場合の所要経費は、本則第20条第1項に準ずる。

**(審査証明書の取り消し)**

第21条 本則に準ずる。

**(普及活動)**

第22条 本則に準ずる。

**(審査証明された技術の内容表示)**

第23条 本則に準ずる。

**(附 則)**

1 本要領は、令和7年12月25日より施行する。

**建設技術審査証明事業（会員が審査証明の対象としている技術・分野名）**

**環境技術（GHG 削減）付加審査**

**受付審査基準**

この基準は、依頼技術に対して、一般土木工法の受付審査基準を満足していることに加えて、付加審査の対象としての適否を判断するために定めるものである。

**<受付審査基準>**

- 一 従来技術と比較し、必要とされる機能や性能が同等もしくはそれ以上であることに加え、等価二酸化炭素排出量削減量の算定根拠を明確に示すことができる。
- 一 依頼技術の等価二酸化炭素排出量算定におけるシステム境界が明確であること。
- 一 等価二酸化炭素排出量削減効果を算定するために用いる活動量と排出原単位の引用元根拠を明確に示すことができる。

## 環境技術 (GHG 削減) 付加審査 技術概要説明書

## 1. 審査対象となる技術の種類

材料       部品       部材、製品  
 構造物       工法       その他 [ ]

## 2. 技術の想定レベル ※1

- 資材選定レベル
- 施工レベル
- 設計レベル
- 構想レベル

### 3. 環境技術（GHG 削減）開発目標の設定

### (1) 依頼された環境技術 (GHG 削減) に関する効果

(例: 施工性の向上による燃料の削減、施工法の改善による材料の削減)

---

---

---

---

---

---

## （2）効果の評価

- 相対評価（例：従来技術比〇〇%削減）
- 絶対値評価（例：〇〇 t 削減、排出量〇〇 t 未満）
- その他 [ ]

#### 4-1. 環境技術（GHG削減）のシステム境界（次頁の図を参考に対象範囲全てにチェック）

製造段階：  A 1  A 2  A 3

施工段階：  A 4  A 5

供用段階:  B 1  B 2  B 3  B 4  B 5  B 6  B 7

最終段階：  C 1  C 2  C 3  C 4

境



その他

---

---

---

6. 炭素の吸着・回収の扱い

考慮する       考慮しない  
 その他 [ ]

7. 準拠基準

8. その他（自由記述）

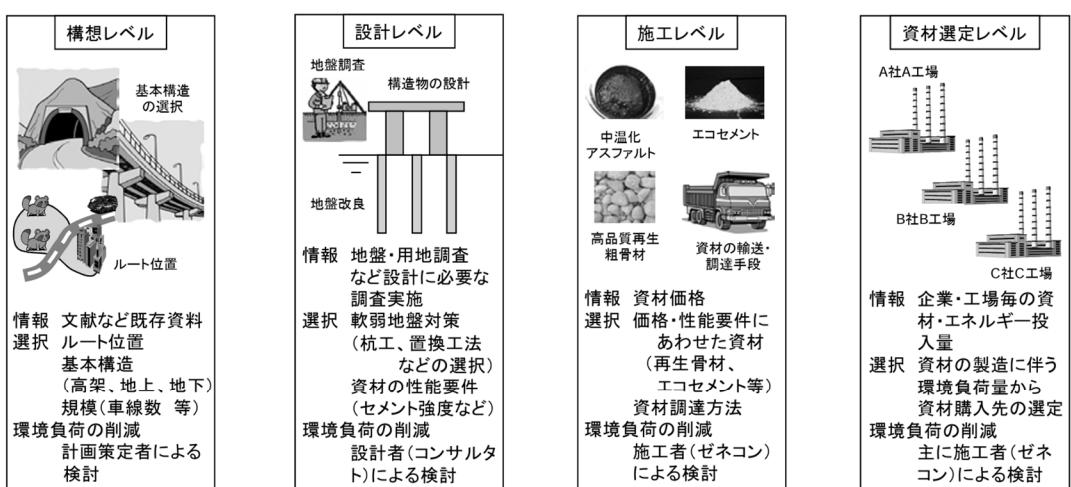
---

---

---

---

※1 技術の想定レベル（意思決定レベル）について



各段階で総合評価項目に大きく影響を与える構造物からの  
環境負荷(二酸化炭素、廃棄物、地形変更...)を比較

概要  
条件が定まっていない部分により誤差大  
計画の大きな変更が可能

条件

詳細  
条件が定まっているため誤差小  
計画の大きな変更は困難

		排出量			排出量			排出量		排出量	
A案	CO <sub>2</sub>	150万t±60%		A案	CO <sub>2</sub>	120万t±30%		A案	CO <sub>2</sub>	100万t±15%	
	廃棄物	100万t±60%			廃棄物	120万t±30%			廃棄物	100万t±15%	
B案	CO <sub>2</sub>	100万t±50%		B案	CO <sub>2</sub>	150万t±30%		B案	CO <sub>2</sub>	130万t±15%	
	廃棄物	150万t±50%			廃棄物	80万t±30%			廃棄物	90万t±15%	
C案	CO <sub>2</sub>	200万t±40%		C案	CO <sub>2</sub>	180万t±30%		C案	CO <sub>2</sub>	150万t±15%	
	廃棄物	80万t±50%			廃棄物	100万t±30%			廃棄物	80万t±15%	

図 各意思決定レベルにおける環境負荷低減検討イメージ

(出典：国総研プロジェクト研究報告, No. 36, 2012. 2 より)